

親権 養育費 親子交流 の新しいルール

子どもの健やかな成長のために



知っていますか？

父母の離婚後のことの養育に関するルールが改正されました

子どもを持つ父母に知って欲しい6つのポイント

父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たすことは、子どもの利益を確保するために重要です。

2024年(令和6年)5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。

次ページで
詳しく
解説

親の責務に関するルールの明確化

父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことなどが明確化されています。

親権に関するルールの見直し

離婚後の親権者の定めの選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができます。また、父母双方が親権者である場合の親権の行使方法のルールが明確化されます。

養育費に関する見直し

養育費の支払い確保に向けて、養育費の取り決めに基づく民事執行手続が容易になり、取り決めの実効性が向上します。また、法定養育費の請求権が新設されるほか、養育費に関する裁判手続きがスムーズになります。

親子交流の実現に向けた見直し

家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うことに関する制度が設けられます。また、婚姻中に別居している場合の親子交流のルールや父母以外の親族と子どもの交流についてのルールが明確化されています。

財産分与に関するルールの見直し

財産分与において考慮すべき要素が明確化され、請求期間が2年から5年に伸長されています。

また、財産分与に関する裁判手続きの利便性が向上します。

養子縁組に関するルールの見直し

養子縁組がされた後に、誰が親権者になるかが明確化されています。

また、養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続が新設されています。



法務省「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」



父母双方が親権者である場合の親権の行使方法について

- ① 親権は、父母が共同して行います。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他方が行います。
 - ② 次のような場合は、親権の単独行使ができます。
 - ・監護教育に関する日常の行為をするとき（※1）
 - ・子どもの利益のため急迫の事情があるとき（※2）
 - ③ 特定の事項について、家庭裁判所の手続で親権行使者（※3）を定めることができます。
- ※ 改正前は、①のみが規定されており、②と③については規定がありませんでした。

※1 監護教育（子どもの世話や教育）に関する日常の行為

日々の生活の中で生じる監護教育に関する行為で、子どもに重大な影響を与えないものをいいます。

個別具体的な事情によりますが、例えば、日常の行為に当たる例、当たらない例としては、次のような場合があります。

日常の行為に当たる例

- (例)
- ・食事や服装の決定
 - ・短期間の観光目的での旅行
 - ・心身に重大な影響を与えない医療行為の決定
 - ・通常のワクチンの接種
 - ・習い事
 - ・高校生の放課後のアルバイトの許可

日常の行為に当たらない例

- (例)
- ・子どもの転居
 - ・進路に影響する進学先の決定（高校に進学せずに就職するなどの判断を含む）
 - ・心身に重大な影響を与える医療行為の決定
 - ・財産の管理（預金口座の開設など）

※2 子どもの利益のため急迫の事情があるとき

父母の協議や家庭裁判所の手続を経ていては親権の行使が間に合わず、子どもの利益を害するおそれがある場合をいいます。急迫の事情があるときは、日常の行為にあたらぬものについても、父母の一方が単独で親権を行うことができます。個別具体的な事情によりますが、例えば、急迫の事情の例としては、次のような場合があります。

- ・DVや虐待からの避難（子どもの転居などを含みます）をする必要がある場合（被害直後に限りません）
- ・子どもに緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合
- ・入学試験の結果発表後に入学手続の期限が迫っているような場合 など

※3 親権行使者の指定

父母が共同して親権を行うべき特定の事項（例：急迫の事情があるとはいえない場面における子どもの転居や財産管理など）について、父母の意見が対立するときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、父母の一方を当該事項に係る親権行使者に指定することができます。親権行使者は、その事項について、単独で親権を行うことができます。

※未成年者のパスポートの申請の際には、親権者の同意が必要になります。

詳しくは各都道府県のパスポートセンターや在外公館（大使館等）までお問い合わせください。

大切にしたい 子どもの健やかな成長のために

父母は離婚後の親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの心身の健全な発達のため子どもを養育する責務を負っています。子どもの意見に耳を傾け、子どもの人格を尊重することが大切です。

子どもの気持ちを大切に



子どもの生活を守るために



► 具体的な支援については P.6 以降参照

離婚前から話し合うことが大切です
親は子どものために何をしてあげられるでしょうか？

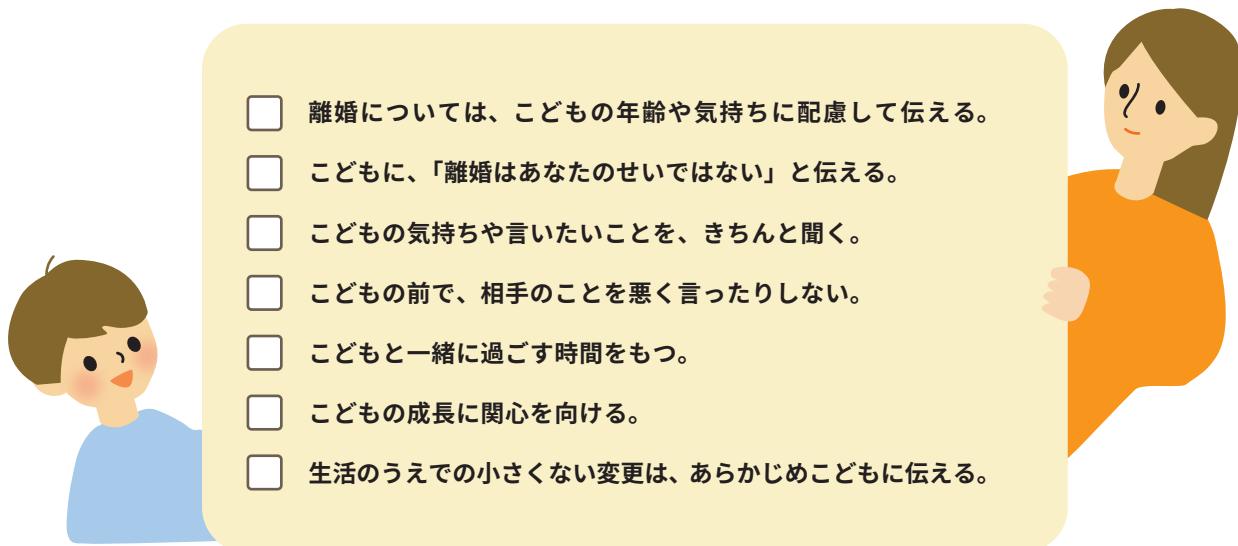
＼ 知っておきたい ／

大切にしたい子どもの気持ち

子どもの不安を少しでも取り除く

大切にしたい視点

子どもの年齢や発達に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの気持ちに寄り添い、意見を受け止め、子どもにとって最も良いことが何かを考えていくことが大切です。



参考：明石市「親の離婚と子どもの気持ち」

支援員・相談員が聞いた 大人になった子どもたちの声

親の離婚を経験した子どもは、大人になる過程で親の思いに気づくかもしれません。離れていても、自分のことを気にかけてくれていると知ることは、大きな安心や支えになります。

「父に会えなくなって戸惑ったけれど…」

父母の離婚で、急に父と会えなくなり寂しい時期がありました。
けれど成人してから、父がずっと養育費を支払ってくれていたことを母から聞きました。
離れていても見守ってくれていたことがうれしく、今では社会人としての相談をしたり、時々一緒に食事をする関係です。(20代・女)

「小さいころは分からなかった。でも…」

当時は父と母の間に距離を感じていましたが、大人になってから、それぞれが私のためにできることをしてくれていたとわかりました。
家族の形は変わっても、自分を支えてくれた思い出は確かに残っています。(30代・男)

支援員からのコメント



大人になって知る“気にかけてくれていた”という事実が、心を温かくします。

支援員からのコメント



時間を見て気づく“親の思い”があります。

横浜市の養育費・親子交流の現状

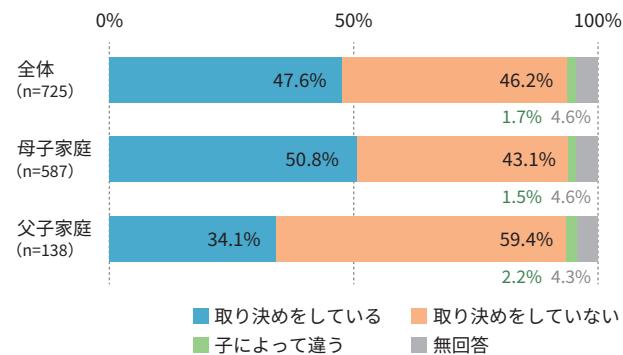
横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定にあたり、
令和5年度にひとり親世帯アンケート調査を実施しました。

養育費の現状

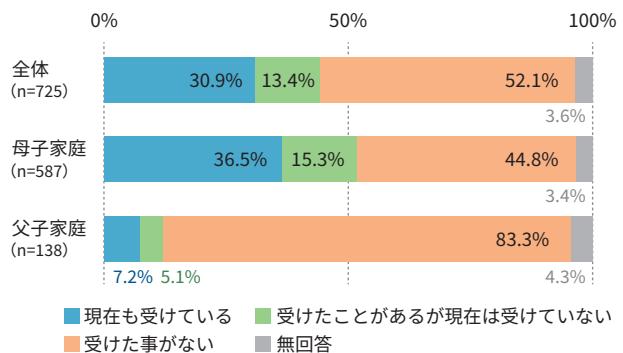
現状の養育費の取り決め率は約半数となっています。養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手と関わりたくない」「相手に支払う意思がないと思った」「相手に支払う能力がないと思った」「取り決めの交渉がわづらわしい」といった理由から養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

約半数が
取り決めを
していない

養育費の取り決めについて



養育費の受領状況

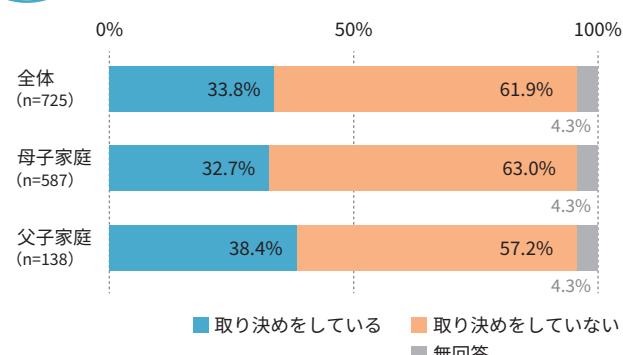


親子交流の現状

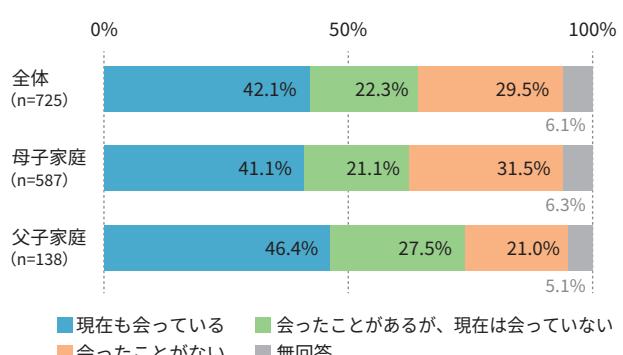
親子交流の実施状況については、全体で42.1%が「現在も会っている」となっています。親子交流をしていない理由については「こどもが会いたがらない」「相手が親子交流を希望しない」「相手が養育費を支払わない」「親子交流によって、こどもが精神的または身体的に不安定になる」などが挙げられています。

約半数が
取り決めを
していない

親子交流の取り決めについて



親子交流の実施状況



出典：横浜市こども青少年局こども家庭課 ひとり親世帯のアンケート調査（令和5年度）

離婚前からも相談できます

横浜市の養育費・親子交流の取り決めなどに関する支援

横浜市では、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談や、養育費セミナーの開催等による啓発の取組を行っています。また、養育費・親子交流等に関する支援を実施しています。

養育費セミナー

参加費無料

横浜市内在住のひとり親及び離婚予定の親を対象に、長年、ひとり親サポートよこはまで無料法律相談を担当している弁護士が、豊富な経験をもとに相談事例をあげながらわかりやすく解説します。



セミナー開催日（事前予約制）

年6回 2時間程度

離婚に関する相談

参加費無料

ひとり親の方や離婚を予定している方を対象に、専門の相談員による個別相談を実施しています。この相談では、離婚に関する手続きや準備に加え、離婚後の生活に対する不安、ひとり親家庭が利用できる支援制度、子どもへの離婚の伝え方などについて個別相談ができます。



離婚相談日（事前予約制）

毎月1回 (1人50分)

無料法律相談

参加費無料

弁護士による母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦対象の無料法律相談です。離婚に関する法律問題、養育費・親権・財産分与・慰謝料の問題などについて個別相談ができます。



法律相談日（事前予約制）

毎月3～4回 13:30～16:40 (1人40分)



ひとり親サポートよこはま

就労相談 | 離婚相談 | 養育費相談 | 法律相談

就労相談

その他の相談

TEL 045-227-6337

(平日 9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)

TEL 045-663-4188

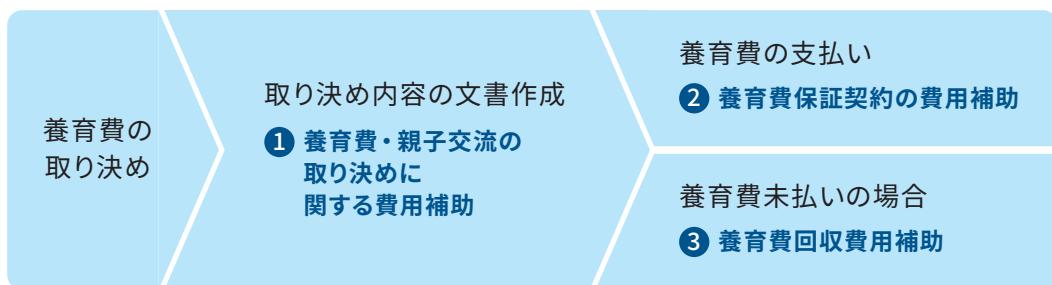
(平日 9:00-20:30 土日祝・年末年始除く)

養育費の取り決めから支払いまでの流れと 利用できる補助制度について

養育費は、子どもが安定した生活を送るためにとても大切です。

子どもと離れて暮らすことになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時に養育費の金額・支払時期・支払期間・支払方法などを具体的に決め、書面に残しておくことが必要です。

横浜市では、養育費に関する取り決めを行う際に手続きにかかる費用（調停申立や公正証書の作成等にかかる費用）や養育費保証契約の締結にかかる費用の補助を実施しています（**養育費確保支援事業**）。



① 養育費・親子交流の取り決め

親権や養育費・親子交流についての取り決めには、公正証書等の作成、私的書面の作成、口頭約束などの方法があります。

公正証書：養育費の強制執行の申し立てが容易になります。公証役場に作成を依頼します。

私的書面：養育費の金額や支払期間、親子交流の頻度や場所等を細かく定め、客観的な証拠とすることが有効です。

横浜市の 補助制度

公証役場や家事調停、ADR^{*}での文書（債務名義）を作成する際に必要な経費のうち、本人が負担する費用について補助します。

※ P.10 コラム参照

② 養育費保証契約

滞ってしまった養育費を補償するなど、養育費に関連した保証会社のサービスがあります。

横浜市の 補助制度

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用について補助します。

③ 養育費未払い時の強制執行（回収）

公正証書の作成がされた場合、家庭裁判所で調整を行った場合、または裁判による判決を受けた場合には、養育費、親子交流等について強制執行の申し立てをすることができます。

私的書面や口頭での約束の場合、取り決めをしなかった場合には、家庭裁判所に養育費・親子交流等について調停を申し立てることができます。

横浜市の 補助制度

養育費の強制執行を弁護士に委託する際に必要な経費のうち、成功報酬として本人が負担する費用について補助します。

Q&A



法定養育費とはなんですか？

一定額の「法定養育費」を請求することができる制度です。

離婚のときに養育費の取り決めをしていなくても、こどもと暮らしてこどもの養育をする親が、こどもと暮らしていない親へ、一定額の「法定養育費」を請求することができる制度です。また、法定養育費の支払がされないときは、差押えの手続を申し立てることができます。法定養育費の額は、今後、法務省令で定められる予定ですが、あくまでも養育費の取り決めをするまでの暫定的・補充的なものです。



すでに離婚している人も法定養育費を受け取れますか？

改正法施行後に離婚したケースのみ適用となります。

法定養育費制度は「改正法施行後に離婚した方」が対象で、離婚時に取り決めがない場合でも子どもの生活費を確保できるように設けられた仕組みです。すでに離婚している方は、家庭裁判所での調停や審判など、従来の手続きによって養育費を請求する必要があります。



婚姻中に父母が別居した場合でも、親子交流は認められますか？

はい、認められます。

今回の法改正で、婚姻中別居の場合の親子交流ルールが明確化されました。まずは父母の協議によって定め、協議がまとまらない場合には家庭裁判所が審判等で定めます。その際には常に「子どもの利益」が最優先に考慮されます。



祖父母など父母以外の親族も、こどもとの交流を申し立てることができますか？

はい、可能です。

父母の一方が死亡・行方不明などで他に適切な方法がない場合には、祖父母・兄弟姉妹・過去に子どもを監護していた親族が、家庭裁判所に対してこどもとの交流を申し立てることができます。家庭裁判所は「子どもの利益のため特に必要」と認めたときに交流を定めます。



離婚していませんが、横浜市の養育費確保支援事業を利用できますか？

はい、可能です。

本事業の目的は子どもに安定した養育費を確保することにあります。そのため、婚姻中であっても、離婚後に養育費等の対象となるこどもと生計を同一にし、かつそのこどもを養育する予定がある場合には、支援の対象となることがあります。

横浜市の支援団体の様々な取組

横浜市では、ひとり親家庭の支援に取り組む各種団体・企業と連携を強化し、取組を進めています。

| 离婚後の子育てをサポートするアプリ「ラエル」



横浜市は、ひとり親家庭の支援を充実させ、社会全体でひとり親家庭を支援していく気運が高まるよう、離婚後の子育てアプリ「ラエル」を運営する企業と連携協定を締結しました。

ラエルでは、離婚後も父母が協力して子育てを続けられるよう、①親子交流の日程調整 ②養育費管理 ③定型文による連絡サポートなど便利な機能を無料で提供しています。さらに、横浜市在住の方は、新規登録でプレミアム機能（月額 500 円）を 3 か月無料で利用でき、ひとり親支援情報もプッシュ通知で届きます。また、神奈川県の事業（YAK）により、令和 8 年 3 月までの間、ラエルの仕組みを利用した付添い・受渡し等の親子交流支援のサポートが無料で利用できます。詳しくはお問い合わせください。

ラエル 親子交流



| 地域で広がる親子交流支援



横浜市では、各支援団体が複数の支援団体がそれぞれの特徴を生かして親子交流を支援しています。

家庭問題情報センター 横浜ファミリー相談室は、児童室・外部施設を組み合わせた支援と「親セミナー」を行い、早期の父母自身による親子交流の実現を目指しています。

びじっと・離婚と子ども問題支援センターは、親子交流の場所や時間を柔軟に設定できるのが特徴で、IT 活用や ADR との連携も進んでいます。

BonheurShip は、保育士が同席する保育園でのワークショップ型支援が特徴で、子どもの発達や教育に目を向けて参加できる場を提供します。



親子交流支援の様子 (BonheurShip)



子どもの未来を守るために 父母の話し合いを支える「ADR」をご存じですか？



| ADR（裁判外紛争解決手続）とは？

裁判によらず、公正・中立な第三者が当事者間に入り、話し合いによって紛争の解決を目指す仕組みです。離婚に関する協議がうまく進まない場合、ADRを利用することで、柔軟かつ迅速な解決が期待できます。

子どものためにも、「いつ会える？」「誰がどんな費用を負担する？」など、離婚後の子育ての取り決めを文書で残しておくことがとても大切ですが、これまでには以下の方法が一般的でした。

- ① 父母で話し合い、公正証書・離婚協議書にする
- ② 裁判所で調停・審判をする

しかし「話がまとまらない」、「裁判所に行く負担が大きい」などの声もあり、近年注目されているのがADRです。

| ADRを活用するメリット

- 父母だけでうまく話せない時に、専門的な知識をもった公正・中立な第三者が話し合いの進行を支えてくれます
- 夜間や土日など、柔軟なスケジュールが可能な場合があります
- 認証ADRで成立した和解について、裁判所の執行決定を得ることにより、養育費の強制執行をすることができるようになります

ADRは、「裁判までは考えていないけれど、自分たちだけでは難しい…」そんな方を支える制度です。離婚や養育費の取り決めにあたり、ADRは裁判に代わる方法として利用できます。子どもの健やかな成長を支えるための選択肢のひとつとして、状況に応じてご検討ください。

参考：法務省「離婚トラブルを取り扱っている認証事業者」



支援団体の紹介・問合せ先

養育費確保支援のこと

こども青少年局こども家庭課

横浜市中区本町 6-50-10

TEL 045-671-2390 FAX 045-681-0925

mail kd-kokatei@city.yokohama.lg.jp



親子交流（面会交流）支援のこと

父母やこどもが安心して親子交流（面会交流）できるように支援しています。（一部有料）

公益社団法人 家庭問題情報センター 横浜ファミリー相談室

TEL 045-226-3656

一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター

TEL 045-263-6565

mail visit.contact.japan@gmail.com

株式会社 Bonheur・BonheurShip

TEL 050-3634-0829

mail info@labonheur.co.jp

離婚後の子育てアプリ raeru/ ラエル

TEL 045-900-6036

mail info@raeru.jp

一般社団法人 りむすび（神奈川支部）

mail rimusubi@gmail.com

詳しくは法務省 HP をご確認ください

親子交流支援団体等（面会交流支援団体等）の一覧表について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html



相談先に迷ったら…

ペアレントタイムかながわ

ペアレントタイムかながわ（神奈川面会交流支援団体連合会）

は、こどものための親子交流（面会交流）に向けて、お父さん・
お母さん・こどもたちを支援します。



ペアレントタイム
かながわ HP

監修：みなと総合法律事務所 弁護士 海老名 賀（神奈川県弁護士会）

横浜市こども青少年局こども家庭課

横浜市中区本町 6-50-10 / TEL 045-671-2390 / FAX 045-681-0925 / mail kd-kokatei@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 1 月発行